

狛江市の 市民センター問題について

多摩住民自治研究所事務局 財政研究会
伊藤 栄一
いとう えいち



「こまえ市民センター（公民館・図書館）改修をめぐる問題」について、「市民センターを考える会」の代表、平井里美さんからお話を伺いました。

老朽化が進む公共施設やインフラ整備をめぐる問題は、全国で大きな問題となつていますが、政府は「公共施設等の総合的な管理による老朽化対策等の推進」を掲げ、全国の自治体に「公共施設等総合管理計画」策定を要請し、計画策定に要する経費の二分の一を特別交付税措置、さらにこの計画に基づく「公共施設等の除却」について地方債の特例措置（充当率七五％）を平成二六年度以降等分の間設けるとしました。平成二八年度中には、ほとんどの自治体が「公共施設の廃止」も含めて、この計画を作ることになります。

従って、国の考え方では不要な公共施設等の廃止もあり、ということですが、このような状況下、今回の「こまえ市民センター」改修問題をめぐる報告は、たいへん示唆に富む内容でした。東京都狛江市は人口約七八〇〇〇人の小さなまちですが、二〇一三年に築三八年で老朽化が心配された「こまえ市民センター（公民館・図書館）」（以下「市民センター」）は、市の耐震診

断の結果、耐震性に大きな問題がなかったそうです。

市民を含む「市民センター改修検討委員会」では四回の検討会の結果、リフォーム程度の改修案が作成され、二〇一四年三月に市に提出されました。

しかし、この間、第一回検討委員会で改修の図面が市から出てきたり、スペースは広げないという市の考え方も分かりました。さらに、改修費用が検討前の二・七億円から五億円に増額されたことや、公民館や図書館のあり方を検証するとした市の約束も果たされず、財政危機を口実に公民館は廃止して単なる貸し館の市民センター（市長部局）にするといった市の方向性も明らかになりました。

このため、施設を利用する多くの市民から単なるリフォームに五億円もかけるのではなく、増築や新築も検討して欲しい、との声が上がりました。しかし、市は、新築は三五億円かかり、増築も建築基準法上不可能であるとし、その立場をゆずりませんでした。

このため、署名活動を行い、四〇〇〇名余りの賛同署名と共に「市民センターの増床を視野に入れた改築を求める陳情書」を市議会に提出し、二〇一

三年一二月、市議会は全会一致でこれ
を採択しました。

しかし、市の態度はかたくなで、全
会一致で採択された陳情を無視し、二
〇一四年四月には改修工事の実施設計
を発注しました。こうして、市は検討
委員会を市民参加のアリバイ作りに利
用したことや、市民が必要とする情報
を隠そうとしていたことが明らかにな
りました。

このため、市民センターの改修計画
は、市民の声や意見が反映されていな
いとして、四〇を超える多くの市民団
体が「市民センターの増改築を市民と
共に考えてほしい」と、要望書を市に
提出しました。

さらに、五月には市民プロジェクト
として、専門家を呼び建築再生技術（リ
ファイニング）の勉強会を開き、再生
建築による長寿命化で市民センターは
「増築」できることが明らかになりま
した。この勉強会には、二二名の市議
会議員中一一名の議員も参加し、「増
改築は建築基準法上できない。専門家
も困難との見解だ」として、増築やス
ペースを広げる検討すらしないで、単
なる内装リフォームに五億円もかけよ
うとした市の姿勢を市民の力でくつが

えず大きな端緒になりました。

市民の運動が盛り上がる中で、市長
は二〇一四年六月議会で「改修工事の
実施設計」の凍結を表明し、八月に二
回開かれた市民説明会では集まった三
〇〇名近くの市民を前に「市民への説
明が不十分であった」と謝罪しました。
また「市民の要望が多ければ市民セン
ターの増改築も可能性がある」「今後
は時間をかけて市民とともに考えてゆ
く」と市の方針を改めました。

その後、市と市民センター改修につ
いての市民参加のあり方を相談する中
で、行政主導の市民参加ではなく、市
民が市と対等に計画を作る「新しい協
働」の形として、「市と協定」を結び、
狛江のまちの現状を共有し、一年かけ
て実現可能な改修案をまとめる「市民
センターを考える市民の会」を二〇一
五年二月に発足させました。市は協定
に基づく協力と支援を行い、市民の会
の改修案を尊重し、市の改修計画を作
成することになりました。

市民の会の活動は、現在も活発に領
域を広げて、いわば大車輪状態で日々
動いている、ということでしたが、平
井さんの今回のお話は、一つのドラマ

のようで、山あり谷あり、市民の運動
はこうやって市を動かすんだ、という
誠に興味深い示唆に富むお話でした。
次回は、この話の続きになるか、ど
うか？同じ会の中の財政分科会による
「狛江市の財政の現状」についてです。
十月二十四日（土）午後二時から、報
告者は狛江市の小尾将彦さんにお願
いしました。
(了)



「市民センターを考える市民の会」HPより
平井里美さん講演の様子



第57回自治体学校in金沢レポート

戦後七〇年、憲法が輝くホンモノの地方自治を学ぶ

自治体学校分科会 ● 7

―地域循環型経済と地域づくり―受講レポート

多摩住民自治研究所事務局

松川 遥

地域循環型経済と地域づくり

八幡 一秀先生

今年が初めての自治体学校受講の私には、新鮮で鮮烈な体験ばかりでした。

私が受講させていただいたのは、分科会七の地域循環型経済についての分科会です。分科会はまず八幡先生の、地域循環型経済の可能性についての講演で始まります。

キーマンは二四時間その地域にいる住民です。その地元で生まれ、地元で仕事をし、地元で子育てする住民は、都市の消費を支えるのと同時に、偉大な創造性の持ち主であり、伝統文化の担い手でもあります。その住民達による社会形成が、

伝統的な技術を継承しつつ、地域に根差した需要を満たし、埋め込まれた構造的ニーズを発掘・再発見します。

ここで八幡先生は、「大規模ショッピングモールで『はじめてのおつかい』はできない」と言う話をされました。それは、人間教育の場である、「顔の見える地域社会」を構築するためには、やはり中小企業・業者は必要な存在であり、大企業にその代役はできない。という指摘

です。それを実践している事例がいくつかあげられました。土建主導では、住宅相談窓口の設置や、高齢者住宅への訪問相談、包丁研ぎなど、周囲に存在感を示しています。民商は、「夜のオリエンテーリング」や「民商まつり」などを各地で

開催、地元の飲食業の活性化に努めています。これらの地域労働者・自治体労働者の重要性を示す事が、地域での連帯を生み出すのです。では、これらに経済合理性はあるのでしょうか。

それを左右するのが中小企業・業者の持つ、地域内再投資力です。小売店が地域の卸から仕入れ、消費者や同業者に販売され、地域の信用金庫・信用組合など地域金融機関に預金され、それが地域の他の中小企業に貸し出されていきます。さらに、地域の経済が循環すれば、地域内で原材料から製造、流通、サービスを手掛ける「一・五次産業」「六次産業化」といった、地域産品の販売の拡大と、地域内所得の確保が可能となります。

今後の課題となるのが、中小企業振興政策です。アメリカ型グローバル資本主義政策から、ヨーロッパ型人間尊重政策への転換を行わなければなりません。一九七九年の「墨田区中小企業振興基本条例」にはじまり、中小企業・業者の意見・

要求を最大限に取り入れて作成されたこの計画は、自治体を中心になつて小回りがきき、実行力もあります。その甲斐あつて全国に広がり、二〇一四年四月一日現在は一都道府県一六市区町で制定されています。二〇一四年の「小規模企業振興基本法」制定により、地域と国の連携が円滑になり、さまざまな条例・助成政策との連携が期待されます。

可能性の無視は最大の悪策

高野 誠鮮先生

また、特別報告をして頂いた高野誠鮮先生の話は衝撃的でした。

「ローマ法王に米を食べさせた男」でも取り上げられている高野先生ですが、その手法は簡潔かつ苛烈でした。必要なのは課題を解決すること。そのみであり、役に立つのが役人である、そのために必要な事は何でも実行・実現する。というスタイルです。

限界集落となり、子どもが一八年間生まれなかつた神子原村の課題を解決するために、高野さんは根本的な原因究明に取り組みました。人口の減少、後継者不足、等々……それらの原因は集落の農業所得が低いことに根本的原因があると定

めました。そして対策を行い結果が出ました。高齢化率は五四%から四七・五%に減少。所得は月額三〇万円に増え、年間八〇〇万円超が集落に入ってきました。UJIターン現象で若者が増え、一二人家族三五名が他県から移住を始めました。ではその結果はどうやって導き出されたのか、それを見てみましょう。

地域の最小単位は人であるということから、集落自体を人体と同じように考え、血液が循環するように経済を回すという視点から、集落をむしろ過疎と言う病気に対しての治療法を模索しました。まずは・やる気療法、役所の本気をどこまでも見せ続けることで、「ここまで役所がするのさ」と思ってもらい、やる気を引き出します。次いで・根本治療、自分で希望小売価格を設定できない農産物を一・五次産業化を進めることで、直売のできる形式進め、所得増を狙います。そして・対処療法、目の前のすぐ解決すべき課題の対策を進めるために、空き家対策として「空き農家・農地情報バンク」の活用を始めました。農家と農地をセツトにして、現在一二家族が入居していません。高齢化対策として若者を呼び込むために、様々な交流を企画しました。古くから伝わる「烏帽子(よぼし)親」文化は、本当の親子ではない別の家族との間で疑似親子の関係を結ぶ相互扶助のな

らわしで、これを制度として使うことで、「親子」を作り、民宿でなくとも、農業を体験する宿泊体験が可能になりました。援農合宿で訪れた大学生達は、知らないことだらけでも、村の活力を呼び覚ました。棚田の地形を活用し、ひな壇に見立てて雛人形を飾る棚田ひな人形まつりが行われ、新聞の社会面トップを飾りました。見物客は一五〇〇人集まり、道路が狭い村に大渋滞が起きました。こうして活気を取り戻した神子原地区の根本治療に入ります。その手法とは米の国的ブランド化です。

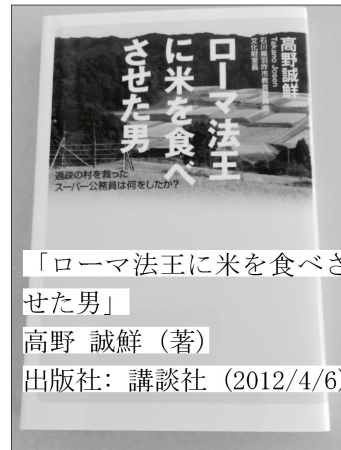
人工衛星を使い、主観的ではない食味測定で、今まで以上に安く、客観的な味の解析データを作成、その解析方式は魚沼にも取り入れられています。さらにブランド化を戦略的に行う上で、それを認める消費者の心理を分析し、人的影響力のある人物の物を欲しくなるロンギング効果と、この商品について語りたくなる物語性を付けました。その一環として、神子原の名前から、神の子、イエス・キリストと関連付けて、ローマ法王に米の献上を頼み込み、「日本の小さな村と世界一小さな国との懸け橋にしたい」との返答をもらい、はれて「ローマ法王献上品」となりました。

感想

私が衝撃を受けたのが、文中でも有る「ここまで役所がするのか」と言うことです。戦略を定め、先陣を切って行動し、定めた理念と住民の為には手段を選ばずなんでもやる。

すさまじい行動力を感じました。即決即断即行動の高野さんの手法はカドが立つこともあり、報告の中でもたたくさんの批判を受けたとのことでした、しかし、そこに私心がないこと、そして自分が真っ先に行動する姿勢が、その反対意見を味方に変えました。そこで必要とな

るのはいくら失敗し、転んでも揺るがない理念と戦略であり、地元の本当の可能性を追求する現場の力であると私は考えます。



ズマン」の代表幹事であり、弁護士である穂積匡史さんは「水は誰のものか？」人権の視点から考える」という項目の中で、世界や日本での水の位置づけを以下のように引用されていました。(以下、当日のレジュメより)

①水がなければ、人は一週間も生きられない。

国際人道法 「飲料水の施設及び供給設備」の「攻撃、破壊」は「禁止」。

「一九四九年八月一二日のジュネーブ諸条約の国際的な武力紛争の犠牲者の保護に関する追加議定書(議定書I)」

日本国憲法二五条一項 「すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」

世界人権宣言二五条一項 「すべての人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疫病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。」

②人権は売り渡せない。商品ではない。

水循環基本法前文 「水は生命の源であり、「水が人類共通の財産であることを再認

自治体学校分科会 ● 4

— 水は憲法に保障された生存権 — 受講レポート

多摩住民自治研究所事務局

鈴木 望

この分科会では、全国各地の水道という切り口から、住民自治のあり方を学びました。まず、「川崎の水道住民訴訟」の意義や経緯についての講義があり、その後、様々な地域の水道をめぐる状況や問題点等の報告がありました。

強く感じたことは、人間にとって水というものは生きていくのに絶対不可欠の

ものであり、生存権の最たるもので、そのあり方を学び実践することこそ、人権実現の土台であるのではないか、ということでした。それなのに、自分は知らないことが多く、あらためて学びの重要性を確認しました。

川崎の水道住民訴訟について講義してください、原告「かわさき市民オンブ

識し、水が健全に循環し、そのもたらす恵沢を将来にわたり享受できるように、健全な水循環を維持し、又は回復するための施策を包括的に推進していくことが不可欠である。」日本国憲法二二条 「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。」

神奈川県川崎市では、安価で低リスクで水質もよい自己水源を縮小して、神奈川県内広域水道企業団（神奈川県、横浜市、川崎市、横須賀市が一九六九年に共同で設立した特別地方公共団体。以下、企業団とする）からの受水を増強するため、市内の浄水場を廃止しようとしているそうです。この理にかなわぬ方針に異を唱えたのが、「川崎の水道住民訴訟」です。

この住民訴訟は、生田浄水場を廃止するという川崎市の「再構築計画」から端を発しています。浄水場廃止の理由を経費削減としています。その一方で企業団へ過剰な受水費を支払っています。自己水源である相模川と生田浄水場の地下水で十分な水量を確保できるのにも関わらず、それを一部東京都へ安価で売り、その分を企業団から受水しています。また、その受水の料金制度にも問題があり、結果的に川崎市は使用量に対して割高な料金を支払っており、それが水道事業の

財政を圧迫しています。そのため市民団体が二〇一二年一月二六日、市の水道事業管理者に対し、企業団への基本料金の支出差し止めと、すでに支払い済みの約二三五億円の返還を請求するよう求めた訴訟を起こしました（第一次訴訟）。これは自治体学校後二〇一五年八月二六日に判決が出ており、請求は棄却されました。また、第二次訴訟も起こし、川崎市が企業団との基本水量協定を締結（更新）しないこと、川崎市が東京都との臨時分水協定を締結（更新）しないことを求めています。

神奈川県箱根町では箱根地区で「水道事業包括委託」を実施しています。これは神奈川県が、「民間企業が国内、海外の水ビジネスに参加できるように支援する」よう進めている「かながわ方式による水ビジネス」の一環だそうです。水道事業の業務運営の実績づくりやノウハウ習得のための機会を民間企業に提供するため、この箱根地区で水道事業を民間企業に委託したものです。

現在のところは、委託前に管理をしていた神奈川県企業庁水道営業所で働いていた人が出向等をして、民間企業の人へ徐々に仕事を教えているとのこと。しかし、水道に関するノウハウは、そう簡単に移行できるようなものではないようです。そして、前出の引用からも明白なよ

うに、人が生きていくために欠かすことのできない水の供給は安易に民間に委託して、ビジネスにするものではないはずだと思えます。世界的には、水道事業の民営化をしたけれどもうまくいかず、再度公営化した地域が多いそうです。（フランスのパリ、ドイツのベルリン、ボリビアのコチャバ

(レジュメより抜粋)

自己水源と企業団からの受水比較

	自己水源	企業団受水	
コスト	低	高	生田自己水源全体 37円/m ³ 企業団 43円/m ³ 119円/m ³
水害リスク	低	高	企業団受水は、酒匂川から神縄・西本 国府津-松田活断層を横断して東日 長沢浄水場まで50km導水。実績。 大震災で破損、取水停止の事実。
水質	優	劣	飲み比べてみよう！

ンバ、アメリカのアトランタほか)

京都府舞鶴市からは、簡易水道※事業の上水道事業への統合についての問題が報告されました。国の補助金や地方交付税措置によって支えられていた簡易水道事業。その国庫補助が廃止されましたが、上水道事業会計に統合すると平成二八年(二〇一六年)までは補助が受けられることになっています。しかし、平成二九年度(二〇一七年)以降は、不採算な簡易事業を各自自治体の上水道事業として受け入れることとなります。大規模な上水道事業の運営をしている政令市や中核市などにとってはそれほど影響がないけれども、小規模な上水道事業をおこなっている自治体では切実な問題となるのは目に見えているようです。

京都府大山崎町は、京都の南西、天王山の麓に位置し、名水の里といわれている場所です。その大山崎町では水道事業について京都府を相手に行政訴訟を起こし、その状況について伺いました。大山崎町では地下水の枯渇に備える補完的水源として、平成一二年から府営水道を導入しました。しかし、導入後に町の水道事業が赤字に転じ、累計赤字が七億円を超える破綻状態になってしまいました。その主たる原因は、実際の必要水量と供給水量に大きな差が生じており、その差の分も町で負担していたことでした。そ

れなので、平成一九年度と平成二〇年度分について、府営水道への申込水量を半分ほどにしたのですが、府はこれを受付けず、減量前の水量をもとに供給料金の請求をおこないました。このような府に對して、大山崎町は協議を求めて交渉を重ねてきましたが聞き入れられず、訴訟をおこすことになったそうです。

他にも、その地域独特の水に関する報告がありました。水問題の解決方法は地域それぞれに丁寧に取り組んでいかななくてはならないものばかりでしたが、住民自治を考慮しない効率化・広域化優先のひずみが出てきているという点では、共通していたのではないのでしょうか。他の様々な問題とも根を同じくしているようですが、「水」に関しては生活の基本中の基本です。

人口減少それに伴う水道料金収入減、水源汚水、水道設備の老朽化、職員数の減少など、問題は深刻です。だからこそ、人が社会で生きていくことを根本から考えて、水のあるべき姿を各地域ごとに学び、実践してゆくことこそが、私たちに開かれた道なのではないでしょうか。

そのようなことを実践している自治体もあります。今回、例にあがったのは大阪府交野市の取り組みです。自己水源を開発し、大阪広域事業団からの受水を減らすことに成功しました。府営水の受水

単価が値下げされましたが、その値下げ分を住民に理解を求め、新浄水場建設費用にまわし、その新浄水場はよりおいしい水が市民のもとに届くような処理方法を採用し、それまでの自己水源の割合が六割から八割になりました。そこには、市民と市の職員の協働、情報の公開・提供や学習活動の積み重ねといった地道な活動があったそうです。

これが住民自治の基本なのだ、あらためて思う分科会でした。翻って、自分はやんと住民自治の精神で地域で生きているかといえば、恥ずかしくなることばかりです。この分科会をきっかけに、より豊かな地域社会になる力を身につけようと思いました。

※簡易水道…「簡易な」水道ではなく、「小規模な」水道で「福祉的な」水道(レジユメより)



かわさき市民オンブズマンの訴訟についてお話しくださった弁護士の高橋匡史氏



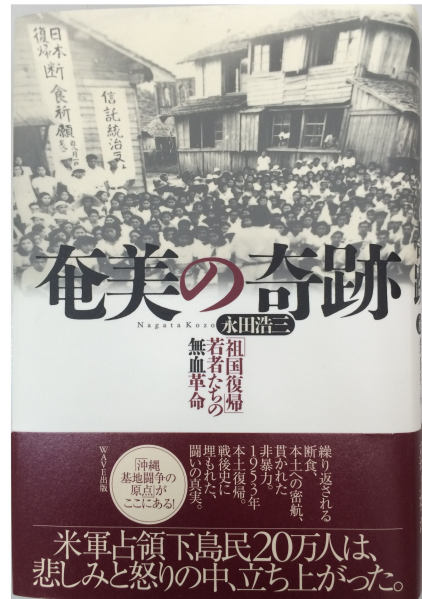
書籍の紹介

『奄美の奇跡 —祖国復帰・若者達の無血革命—』

永田浩三・著

2015年7月25日
WAVE出版

1,700円+税



武器は言葉であった

一九四六年二月、GHQは「北緯三〇度以南口之島を含む鹿児島県大島郡を日本から分離、連合軍の直接占領下に置く」と発表しました。奄美島民の日本復帰への闘いが、このときから始まり五三年一二月まで続

きました。

それは米軍政府との熾烈な闘いでした。ビラ一枚での逮捕。本土の教育の実態を知るために辞表を出して密航した教師達。機関紙の発行を禁止された者たち。だが、一滴の血も流してはいません。

奇跡とも言える復帰運動には、優れたリーダーの存在があります。そ

の一人中村安太郎は「奄美タイムス」を創刊、社是は「平和と民主主義」。一九四六年一二月の社説のタイトルは「基本的人権と庶民の尊厳」です。そして四七年に「奄美共産党」を結成。「中村学校」に参加する青年・労働者を中心に、農民・小作人・教職員・官公庁職員などの組合、青年団その他が次々と結成され、機関紙や演劇の脚本に平和と民主主義を掲げて、島民を奮い立たせました。そして高校生たちは一四歳以上の島民の九九・八%の署名を集めました。全島民参加の壮大な文化運動であったかのように思えます。

著書の「はじめに」に書かれた言葉。「若者たちは世の中に積極的に関わり、時代の主人公になりました。そのときの武器は言葉という、まったく平和的なものであった。」

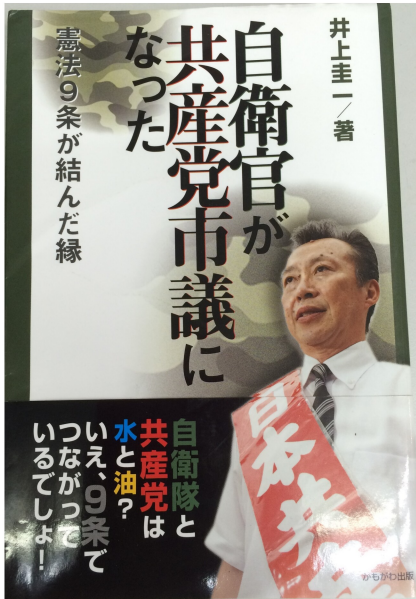
「奄美の若者は・ピカピカと輝き、胸に迫る詩があふれるほど生まれた」いま安保法制に反対する若者達の姿を重ね合わせつつ、この本を読み終えました。

『自衛官が 共産党市議になった —憲法9条が結んだ縁—』

井上圭一・著

かもがわ出版
2015年8月25日

1,500円+税



「人なんか殺したくない」
政府はこの声にどう応える?!

この本は、井上圭一さんがどのように自衛隊員から市議会議員になったのかが書かれています。一見すると相反する自衛隊員と共産党の市議会議員ですが、井上さんが一つひとつのご経験から導き出す答えを追っていくと、ごく自然なことに感じら

れます。自衛官から始まり、トラック運転手、学習教材の販売、ゴミ回収、葬儀屋、在家僧侶、市議会議員、そして障がいを持つ息子2人の父親、と豊富な経験を根にしたご自身の考えや言葉は、うわべだけの言葉とは違い、心の奥まで入り込んできます。現在、「集団的自衛権」について問題となつていますが、実際、自衛隊の方の現状がどうなつていて、そ

れがこれからどうなるのか、をわかりやすく具体的に知る機会はありません。この本には、井上さん自身が霞ヶ浦駐屯地（茨城県）の現役自衛官やその家族に、集団的自衛権行使に対する意見を直接聞いた声が掲載されています。「今ですらプレッシャーで精神的に辛い。行く身にもなつてみる！ 人なんか殺したくない」。政府はこの声にどう応えるのでしょうか。自衛隊員の具体的な訓練や仕事、自衛隊員からみた「集団的自衛権」の具体的な事例も多く載つていて、あらためて、今年の九月に強行採決された安保法制の意味と重さも実感することができました。

最後にでてくる井上さん発案の「一〇〇年日本安心プラン」。今の日本が最優先で考えなくてはならない原発のことも含まれた現実的で、「誰も損をし」ない、このような計画こそ実践できる日本であるように、私も力を注いでゆきたいと思えました。



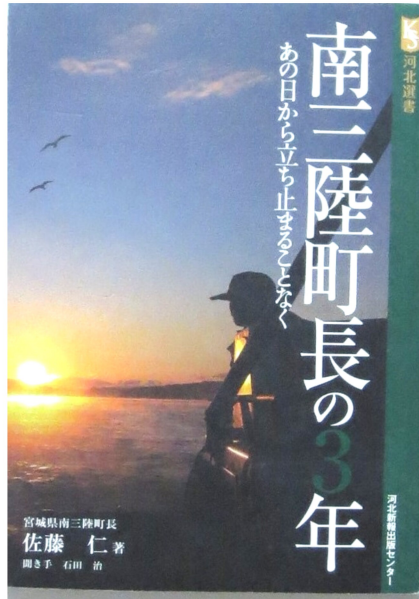
書籍の紹介

『南三陸町長の3年 あの日からたちどまることなく』

佐藤仁・著
石田治・聞き書き

河北新報出版センター
2014年3月

800円+税



被災自治体の首長の
ことばをどう受け止めるか？

寝付けない夜にふとこの本を思い
出して手に取りました。眠くなるま
でと思っていたら、ぐいぐい引き込
まれて結局三時間弱、最後まで一気
に読んでしまいました。

災害対策庁舎が津波によって鉄骨

だけ残してさらわれてしまった南三
陸町。庁舎の屋上にいた佐藤仁町長
も、津波に襲われ、運よく手すりに
引っ掛かって助かりました。本書は、
二四一人いた職員のうち三六名が死
亡・行方不明となった南三陸町の復
興に向けて動く町長への聞き書きで
す。

壊滅状態の街を目の当たりにした
佐藤町長は、三月一二日から一日二

の定例記者会見を開いたほか、多
くの人と会って一万枚の手書きの名
刺を約半年で使い切るなど、状況を
積極的に発信することで、多くの支
援者を獲得したりと、町長の工夫や、
現場ならではのリアルな話が様々に
描かれています。

本書の終盤近く、二〇一二年一〇
月、町長がオーストラリアのクイー
ンズランド州に視察に行く話が出て
きます。二〇一一年二月の大洪水と
ハリケーンで水浸しになった町の高
台移転が行われ、視察の時点ですつ
かり終了していたと言います。「オー
ストラリア政府は財政支援をしただ
けで、後はもう現地に任せていまし
た」。

翻って日本では、被災者の多くが
まだ仮設住宅に暮らしています。
「制度に復興を合わせるのではなく、
復興に制度を合わせてもらわないと
復興が進まない」と町長は訴えます。
震災で起きたことをふまえて今後の
地方自治を考えるための重要な一冊
と言えます。

東北、若者たちの 奮闘のレポート

本書は、被災地で、地域に根差し復興に向けて様々な分野で動く一人の若きリーダー（当時二〇代〜三〇代）の活動をレポートしたものです。

本書はそのリーダーの活動もさることながら、書き手が、グロービス経営大学院 (globis university) という、グローバル経済を志向した名前を冠し、MBA（経営学修士）に特化した大学院大学の研究者と大学院生である点も特徴です。六次産業化の進行、理容室、教育支援、老舗の醸造会社など、様々な分野で、地

域に根差ししているからこそ、被災地にとって極めて重要なものである「雇用」を生み出すことに若者が成功している。このことは、ビジネスのプロやプロを目指す人々から見ても重要な意味をもつわけです。

被災地での教育支援のため東京から東北へ入った、認定NPO法人カタリバ代表理事の今村久美さんは、東北での経験と自身の子ども時代をふまえて「なぜ私自身が岐阜県高山市にいたときに都会にあこがれたのか、なぜ愛着が湧かなかつたかと言えば、おそらく地域のことを知らなさすぎだったのだと思います。東北に行っただけで思ったことは、地域の中には教科書以外から学べる素敵な文化がもつとあるということです」と語っています。その地域にしかない価値を見つけ、それを活かしていく。今後の地方自治を考えるためのヒントとなる素敵な活動が紹介された一冊です。

『東北発10人の新リーダー 復興にかける志』

田久保義彦編

河北新報出版センター
2014年3月

1,000円＋税



岩手で立ちつくす

夕マの風

健 神子島
(かごしま・たけし)

Vol. 29

八月下旬のことである。吾輩は公園の繁みでクロスケとまったりしておつたにや。そこにチーちゃんもやってきた。「こんにちは、クロさんもタマちゃんもお元気?」「いつも通りだね」「そうそう、チーちゃん、タマは明日から東北に行つてくるんだって」と、クロスケ。

「へー、そらまた遠いところに」タマは毎年のように被災地の様子を
見に行つてるんだよ」「また、帰つてきたら復興予算がどうのこうのとかなしい話しすんにやるな。相変わらずケツタイなネコやな」「まあ、そう言われると困るけど、沿岸部が中心だから、魚介類がたまたまニヤク美味しいんだよ」と吾輩。
「へー、そうなんだ。ウチも連れてつて」「はっはっは」「なんやの、その乾いた笑い」「いや、だつて連れてつて言われてもねえ」「何か困るん?」「いや、吾輩は困らニヤいけど、お供の多摩研の坊主頭がさすがに困るだろうからねえ、」「ほんなこと言うてホンマは迷惑にやんやろ」と、チー子はすねながら下から吾輩を上目づかいで覗いてくる。

「あー、わかつたわ。毎年行つて
るちゆうことは、被災地の視察とかいうて、向こうにええヒト(猫)おるんやろ」「姉さん何を言うとりますねん」と何故か吾輩はエセ関西弁で答えたのだが、思わずふと、南三陸のアキちゃん(二〇一四年一月号、一二月号に登場)が頭に浮かんだにや。
といつても、吾々ネコには電話もニヤければメールもニヤいの
で、向こうに行つても再会できる保証はニヤいのである。あ、イヤ、別にアキちゃんに会うために東北に行くわけではもちろんニヤいのであることは、読者諸氏に誓つておかねばニヤらんが、南三陸に行つたついでに旧交を温められるにやら、それに越したことはニヤい。
* * * * *
そんなにやわけて翌日、お供を連れて岩手へ向かった。形式的にはネコを移動させるためのケースを持ったヤツメに「連れられて」いるのだが、吾輩の方が明らかに格上の立場にやのである、いうなれば、殿様が駕籠(カゴ)に載せられて移動するようなものだにや。
* * * * *

宮古市田老。幾度も大津波に襲われ、それに対抗しようと、高さ十メートル、新旧二つの防潮堤を建設、中心市街地を守っていた町である。しかしこの度の震災では、「万里の長城」と呼ばれた巨大防潮堤のうち外側の大部分が無残に破壊され、内側の二本目の防潮堤を波が乗り越えて、二百人近い犠牲者が出たのだにや。
レンタカーを降りて、かつて田老の町のあつたあたりを歩く。田老観光ホテルは震災遺構として保存するために工事中だにや(写真)。
坊主頭が散歩中の地元のご夫婦を見かけて、話をしている。「へえ、田老に三回もいらつしやつていますか、ありがとうございます」「いや、別になにもできていないのに、ありがとうなんて恐れ多いで

工事中の旧田老観光ホテル 2015年8月30日





2011年8月27日、三陸鉄道の車窓から。
真ん中の黒い線は電線で、その上に少し海がのぞいている。



観光ホテルの奥の高台を切り崩して、災害公営住宅を建設中。
一部は11月頃に入居開始とのこと。2015年8月30日

すよ。まったく、その通りにやの
だが、向こうの方々は、被災地を
気にかけてくれるだけでも喜んで
くれる人が多いし、わざわざ来て
くれるなんて嬉しい、ということ
のようだよ。

「この巨大な防潮堤があるから
安心して逃げ遅れた人が多かった
ことも事実ですが、田老の人間の
多くは、防潮堤のおかげで津波が
来るのが遅れ、津波の威力を弱め
てくれたから助かったのだと、感
謝の気持ちを持っています」なる
ほど「だから田老では、今まで以
上の高さの防潮堤を建てる計画で
す」。坊主頭は少し解せないよう
であるが、地域の人の決定は尊重
すべしということであろう、うな
ずいている。

吾輩は坊主頭を置いて、周辺を
歩きまわる。防潮堤の上を、三陸
鉄道北リアス線の田老駅方面に向
かってしばらく歩いていくにや。
草ぼうぼうににやっている一角に
来て足を止める。その光景を見
にやがらしばらく佇んでいると、
後ろから坊主頭の足音が近づいて

くる。

吾輩をひよいと抱き上げ、頭を
なでながらつぶやく。「タマ、お前
もこの場所は感慨深いか。吾輩
はなでられながら目を閉じて、四
年前のことを思い出す。

二〇一一年八月、この田老に初
めて来た時、この辺りはガレキの
集積場だったにや。むろん今はガ
レキなど跡形もニヤいが、三鉄の
車窓から見えた、うず高く積まれ
たガレキの山に圧倒されたことを
今でもよく覚えていいる(二〇一三
年一月号に関連した話を書いて
おいたにや)。

「圧倒されたが、にやのか」圧倒
されたから」にやのか自分でもわ
からニヤいが、吾々は田老で下車
して、ガレキをつぶさに見た。流木、
板切れ(多くは破壊された家屋だ
ろう)、毛布、トタンなどなど。折
れた電信柱が集められ、糸クズの
ようにグニヤグニヤになった鉄骨
がはみ出している。タイヤも一ヶ
所に集められている。つぶれた自
動車が重ねられ、中には焼け焦げ
た車もある。

ポランティアでもなく東京から

被災地に足を踏み入れただけの吾
輩は(第一ネコにポランティアの
しようがニヤい。ネコの手も借り
たいというのは、誇張表現である
にせよ、実際、貸しようがない
にや)、当時、ここに来てよかった
のかと自問せざるを得ニヤかつ
た。しかし今は来てよかったのだ
と思っっている。あるいは、あの光
景を見てしまった以上、「その後」
を見続ける責任がある、というこ
とかもしれニヤい。田老の話は続



2015年8月30日。かつてガレキのあつたあたりは、
雑草が一面に生えていた。左側が海。



お詫びと訂正

緑の風10月号の特集記事に、複数の誤りがございました。

「国民の生活実態と医療・介護制度の行方」

P3 誤：「平成二五年（二〇一二）」 正：「平成二四年（二〇一二）」

P3 誤：「住民税五八万円」 正：「住民税四八万円」

P10 誤：「表2 死亡場所の割合」 正：「表3 死亡場所の割合」

「介護保険制度の改定の変遷と居宅介護の現場」

P12 誤：「二〇一四年一月末」 正：「二〇一五年一月末」

P13 誤：「買い物、選択等」 正：「買い物、洗濯等」

P13 誤：「同居の家屋が」 正：「同居の家族が」

P14 誤：「宿院の給与も」 正：「職員の給与も」

以上、お詫びして、訂正いたします。

ひよこ
ふたご
編集日誌

十月二一日、緑の風編集部で、教育研究者の牧柵名先生のご自宅を訪問しました。牧先生は『緑の風』今年七月号の「憲法に出会ったころ―教育権とはなにか」に登場し、お話ししていただきました。

先生は一九二九年生れ。現在、戦後七〇年を契機に、新たな本を執筆中です。そこから、母校である旧制静岡高等学校遺書集のこと、働くことと学ぶことを自分の中で統合する課題から生まれた『教育権』（新日本新書）、「戦争法案」に反対するSEALDs（シールズ）の若者たちについて、お話しされました。

そして、主体的に生きることは「他者とともに生きること」であり、その例として、哲学者・三木清の獄中死に触れました。

三木清は八月一五日の敗戦から、ひと月以上も経過した九月二六日、獄中で亡くなりました。戦後、東大に学んだ先生は級友と一緒に教育学の教授に対して、「なぜ、三木清の解放を働きかけなかったのか」と問い詰めたそうです。それに対して教授は「今日はもうみなさんにお話しすることはありません」と肩を落として、教室を出て行ったそうです。

政治犯の釈放は一〇月一〇日、きっかけはアメリカの新聞記者が問題にしたからだそうです。「天皇の言葉に始まり、天皇の言葉で終わった」日本では三木清を自分達の手で解

多摩住民自治研究所 9月の活動

- ・ 2日(水)事務局会議
- ・ 5日(土)財政研究会
- ・ 9日(水)財政分析講座チラシ発送
- ・ 16日(水)WEB会員企画打合せ
- ・ 17日(木), 18日(金)議員の学校チラシ発送
- ・ 19日(土)事業計画会議
- ・ 23日(水)議員の学校新聞広告掲載
- ・ 24日(木)緑の風編集会議
- ・ 26日(土)第一回多摩研理事会
- ・ 29日(火), 30日(水)『緑の風』印刷・丁合



室内には「吾輩は強行採決に反対である」「猫の生活が第一」のスローガンを掲げた『肉球新党』のポスターが貼られていました(写真参照)。支持者のチャチャとミルクという猫たちも現れ、賑やかな懇談会でした。

放する発想すら浮かばなかったのでしょうか。戦後ドイツが自分達の行為を反省し、現在もナチスの戦犯を追究しているのに対して、在日朝鮮人や沖縄の課題など、「自分の中に他者が存在しない暮らし方」をしてきた主体性、共感性のとぼしい日本人のあり方を厳しく問うていたのが印象的でした。

(事務局長 近澤吉晴)